

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和8年8月10日

2. 回答を行った年月日
令和8年9月9日

3. 新事業活動に係る事業の概要

- (1) 照会者は、シリアルナンバー、重量、品位等の情報によって特定された特定の金インゴットを、倉庫業登録を有する専門事業者（以下「倉庫事業者」という。）に保管させ、当該金インゴットの所有権の移転及びこれに係る対抗要件の具備に関する情報を、ブロックチェーン上に記録された動産管理台帳（譲渡制限型NFT）により管理するサービスを提供しようとしている。
- (2) 照会者が提供しようとするサービスにおける取引の流れは、次のとおりである。
 - ア ある顧客（以下「A」という。）が、特定の金インゴットを購入し、照会者との間で保管委託契約を締結している倉庫事業者が、Aの占有代理人として、管理する金庫に当該金インゴットを保管する。Aは、照会者が提供するシステムを通じて、当該金インゴットに係る動産管理台帳（譲渡制限型NFT）を作成し、その内容をブロックチェーン上に記録する。
 - イ 別の顧客（以下「B」という。）は、照会者が提供するシステム上の商品一覧画面から購入を希望する特定の金インゴットを選択し、詳細画面から「購入する」ボタンを押下する。
 - ウ Aが前記イに対して承認処理をすると、照会者が提供するシステム上でAB間の売買契約が締結され、BからAに対して購入代金が振り込まれる。
 - エ Aは、倉庫事業者に対し、照会者が提供するシステムを通じて、販売した金インゴットについて「以後はBのために占有せよ」という指図を発出する。
 - オ その後、Bに対してAの指図が完了した旨の通知が届き、Bが、照会者が提供するシステム上で、上記指図を「承諾する」旨の操作を行うと、直ちに、照会者が提供するシステムにより、Aに対して上記指図が承諾された旨の電子メールが送信される。
 - カ 照会者が提供するシステム上で、動産管理台帳（譲渡制限型NFT）の所有者情報がAからBへ変更された旨がブロックチェーン上に記録され、公開される。その後、A及びBの双方に取引完了通知がされる。

4. 確認の求めの内容

照会者が提供しようとするサービスにおける動産（金インゴット）の譲渡に関し、民法第184条（指図による占有移転）により同法第178条の対抗要件が具備されると解釈することは可能か。

5. 確認の求めに対する回答の内容

民法第178条は、「動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなければ、第三者に対抗することができない。」と規定するところ、同条における「引渡し」には、同法第184条の指図による占有移転が含まれる。

同条は、①代理人によって占有をする場合において、②本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、③その第三者がこれを承諾したときは、その第三者

は占有権を取得すると規定する。

照会者が提供しようとするサービスにおける金インゴットの売買の流れは、前記3.(2)のとおりであるところ、これを前提とすれば、Aは、倉庫事業者という占有代理人によって特定の金インゴットを占有しており(①)、AがBに対して当該金インゴットを売却した後、Aは、倉庫事業者に対し、照会者が提供するシステムを通じて、当該金インゴットについて以後はBのために占有すべき旨の指図を行い(②)、照会者が提供するシステムを通じ、Bに対してAの指図が完了した旨の通知がされ、Bが上記指図を「承諾する」旨の操作をすると、上記指図が承諾された旨の電子メールがAに対して送信される(③)こととなると考えられる。

以上によれば、本照会における事実関係を前提とする場合において、A及びBが倉庫事業者を特定する情報を知り、又は知ることができるときは、指図による占有移転により同法第178条の対抗要件が具備されるものと考えて差し支えないと解される。